

## 地域社会における小規模水道組合の持続要因に関する研究

松本 京子 (京都大学大学院地球環境学舎)

星野 敏 (京都大学)

余語トシヒロ (日本福祉大学)

### Research on Sustaining Small-scale Water Supply Cooperatives in Communities

Kyoko Matsumoto (Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

Satoshi Hoshino (Kyoto University)

Toshihiro Yogo (Nihon Fukushi University)

This study addresses pertinent factors in sustaining small-scale water supply cooperatives (SWSCs). Based on our survey results, we identified three important areas to be addressed prior to the construction of water-supply infrastructure: (1) Identify the characteristics of communities to be involved in an SWSC, so that the SWSC can understand the shared interests of prospective members, (2)

Identify the experiences of local communities in rule-making, for example, those based on neighborhood associations, and (3) For those communities that cannot fulfill (1) and (2), capacity-building among member residents is necessary, if they are to achieve the public or common interests of members through the enactment of SWSCs.

#### 1. 本研究の背景と目的

日本国内の水道普及率は 2010 年時点で 97.5% [1] と高水準を示している。この普及率に貢献したのが、1950 年代に都市部から離れた人口の少ない地域で開始された簡易水道をはじめとする小規模水道開発である。日本の農山村では、飲料水の供給は当然の条件であるが、行政サービス水準の低い発展途上国の農山村地域においては、依然として極めて重要な生活関連施設である。飲料水の改善が求められている農山村地域は交通手段が確立されておらず、公的機関による管理が及ばないことが多い。このような地域では、巨額の公共投資を必要とする大規模な上水道システムではなく、むしろ小規模な簡易水道施設による供給が適当である。そのような施設の維持管理については、行政に依存するのではなく、地域住民自身による参加型の管理運営が求められている。また、発展途上国では公共セクターが担ってきた水道事業を民営に移行する動きが出ている。それに伴い水道料金の価格が上がり、低い水圧や臭い、断水が起るなど、サービスの低下が問題点として挙げられている [2]。

日本の農山村地域では、いまだに小規模な簡易水

道施設によって飲料水が供給されている地域があり、そこでは水道組合を住民自らによって組織し、施設の管理を行っているが、過疎化が進み、水道管理を担う人材が不足する問題が起きている。そうした状況の中、いまだに水道組合を持続させ、管理運営を実施している地域が存在する。これらの水道組合の実態を把握し、地域社会における水道の管理を持続させてきた要因を分析することが、本研究の目的である。

#### 2. 研究の方法

##### (1) 先行研究

生活用水のための水道組合は、基本的に利益を追求するものではなく、水という人間の生存に不可欠の資源を運用する目的を持った組織である。開発事業として実施される水道事業を行う際に特に留意すべき点は、その対象者が限定されるべきものではないことである。本研究では、以下に示す余語の定義にしたがって水道を管理する組織の特性を把握する。

余語 [3] は地域社会における資源の利用を通じて形成され、個々の家庭の相互依存関係を維持し、その組織経験が次世代に継承されていく蓄積装置と

表 1. 事例の概要

	名称	立地	人口	世帯数
事例 1	一宮市奥町東部簡易水道	一宮市奥町	14,196	5,108
事例 2	江南市草井簡易水道	江南市草井地区	9,604	3,270
事例 3	江南市草井南部簡易水道			
事例 4	江南市南野簡易水道	江南市宮田地区	13,156	4,902
事例 5	豊橋市伊古部簡易水道	豊橋市伊古部町	908	287
事例 6	北設楽郡東栄町桑原飲料水供給施設	北設楽郡東栄町振草字	503	186
事例 7	北設楽郡東栄町新畑簡易給水施設			

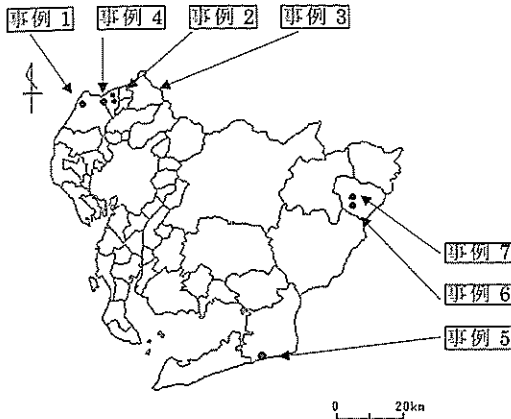


図 1. 7つの事例の位置

して機能するものを「社会組織」、市場や政策等の外部環境が変化した際に、それに対応するために特定の目的と期限を持って形成されるものを「開発組織」と定義した。

地域社会におけるこれらの組織は、開発組織は農業組合など、1つの目的を持ち、利益を追求する組織であり、社会組織は婦人会や青年会など、集まること自体に存在目的がある。水道組合の属性は、水道を管理していくために組織されるものであるため、開発組織に属するとも言えるが、それは開発組織にみられるような利潤を追求したものではなく、私欲がなく、すべての人を対象に共同で生活改善を目指し、生存条件を確保するためのものである。その対象者には、社会組織に見られる地縁的な紐帯が必要である。よって水道組合は開発組織でありながら、地縁の共生からなる社会組織の特性を持つと推定される。こうした特性を持つ水道組合を維持していくためには、地域住民による無償の労力の提供が必要不可欠である。

また、重富 [4] は社会組織とは親族や村など生

得的に所属が決まる基礎的社会集団、開発組織とは、途上国農村の開発のための機能組織であると余語と類似した定義を示し [5]、タイ農村という社会的文脈において、開発組織の形成がその背後にある社会組織の特性と関連していることを明らかにした。本研究においても水道組合の成立条件を明らかにするため、水道組合の組織の背景にある地域社会（社会組織）の特性に着目する。

ところで、本論の研究対象である生活用水のための水道組合に着目した研究は少ないが、農業用水のための水利組合に関する研究は多くある。農業用水と水道が決定的に異なる点は、前者の農業用水では、その構成員（土地改良区の組合員）が土地改良法の3条資格者に限定される [6] [7] のに対して、後者の生活用水は、生活（定住、いのち）を左右するものであり、それを管理する水道組合は、受益地区内のすべての人に飲料水の供給を受ける権利を保障しなければならないことである。

(2) 調査方法

本研究では、愛知県内の小規模水道組合を対象とする。事例の選択は、水道法<sup>1)</sup>の規定により100人以上5,000人以下を給水対象とする簡易水道、100人以下を給水対象とする飲料水供給施設、49人以下を給水対象とする簡易給水施設<sup>2)</sup>の3種類を本研究における小規模水道とする。全国の水道事業の中でも特に愛知県における給水普及率は99.8%と高く、2012年時点で上水道が44基、簡易水道が38基供給されている。この中でも簡易水道を公営以外で管理している地域は5つ [8] [9] あり、この5つの簡易水道すべてと給水施設と飲料水供給施設を各1つ取り上げ、計7組合を事例とする。事例の概要を表1、位置を図1に示す。

また、各水道組合の役員を務めている組合員に対して聞き取り調査を行い、文献調査として郷土史な

表 2. ①給水規模と対象

	給水開始年	給水人口	給水対象	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)
事例 1	1959	2,462	個人, 小学校, 企業	1,840
事例 2	1953	1,169	個人	330
事例 3	1954	1,178	個人, 保育園	656
事例 4	1956	897	個人, 工場	349
事例 5	1950	629	個人	350
	1971		個人, 中学校, 畜産用	
事例 6	1986	55	個人	16.8
事例 7	1984	24	個人	7.8

表 3. ②組合組織の形成過程

	きっかけと経緯	初期費用	新規加入 数 <sup>1)</sup>	ルールづくり (賛成の割合)
事例 1	事務所の設置	町の有力者が銀行から借入, 市から補助金	○	出席者の過半数
事例 2	農事組合の主唱	県からの補助金, 農協から借入	○	出席者の3分の2
事例 3	不明	不明	○	出席者の3分の2
事例 4	不明	不明	○	出席者の過半数
事例 5	有力者が視察→立合会→各ブロック [10]	県補助と市補助が同額, 町が一部資金をつくり, 残りを全戸で負担	○	立合会→理事会→総会
事例 6	町役場からの紹介	国 40%, 県 30%, 町 22%, 地元 8%	○	全戸の6割以上
事例 7	町役場からの紹介	不明	○	全戸で話し合い

注: 1) ○は要加入数。

表 4. ③組合の規約

	種類	記載内容		
		組合員の平等の権利と義務	除名又は停水処分	その他
事例 1	組合定款	○	○	水道の維持管理は組合が自主的に行う
事例 2	組合規約	○	○	なし
事例 3	組合規約	○	○	なし
事例 4	組合規約	○ <sup>(注 1)</sup>	○ <sup>(注 3)</sup>	買水家庭は非組合員とする
事例 5	組合規定	○ <sup>(注 2)</sup>	○	なし
	水道法	○	○	水道技術管理者を置くこと
事例 6	飲料水供給施設の維持管理要領	水質検査, 健康診断, 管理責任者の設置		
	なし	-		
事例 7	なし	-		

注: 1) 出資に関する平等も明記されている。

注: 2) 共用給水装置の料金負担の明記がある。

注: 3) 役員会の決議により執行の延期が可能である。

どの資料から、水道組合の成立と持続管理を可能とした地域的背景を明らかにする。

(3) 分析の枠組み

第 1 の課題は公共性の確認として、水道組合が開発組織でありながらも社会組織としての性格や機能を備えている事実を明らかにすることである。第 2 の課題は背景の要因の解明として、なぜそれが可能になったのかの理由を明らかにすることである。そして、そのような水道組織は長期間、継続してきた実績がある。第 3 の課題は持続性を担保するものとして、それが可能となった理由を明らかにすることである。

以上の 3 つの課題を検証するため、聞き取りの調査結果を①給水規模と対象, ②組合組織の形成過程, ③組合の規約, ④組織構成, ⑤組合組織の運営, ⑥ 7 事例の共通点と特有点の項目に分ける。仮説は以下である。第一の課題は①, ②, ③から、もし公共性が達成されているのであれば、給水対象は給水範囲の住民すべてに飲料水が供給されている、もしくは、供給されていない住民がいる場合、その人たちには他からの供給の機会が存在している、そして、ルールづくりは大多数の意見が反映されるべきであり、組合員の平等の権利が保障されていることを明らかにする。第二の課題は⑥から、水道組合が公共性を内包しつつ持続している地域社会には、他を排除するのではなく、地域社会の中で相互扶助を機能させる組織経験が存在していることを示す。第三の課題は④と⑤から、利益を伴わない水道を持続させるためには、組織の運営に労力を無償で提供する地域住民の協力があることを示す。

3. 7 つの小規模水道組合の特徴と考察

調査結果を上述の分析の視点①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥を基に表 2, 表 3, 表 4, 表 5, 表 6, 表 7 にそれぞれ示した。調査は主に 2006 年から 2008 年にかけて実施したものであり、データはすべて調査当事に準ずる。

(1) 給水規模と対象

表 2 と聞き取り調査から、すべての組合においてほぼ全員に水が平等に供給されており、公共性が達成されていることがわかる。組合から水が供給されていない対象者は、独自の井戸を所有していたり、より水源地の近い公営水道から水を引いており、組合への加入を希望する者を拒んだ事例はなかった。事例 5 の組合は公共施設である小学校や畜産用にも

表 5. ④組織構成

	水源の種類	水源の場所	組織構成とその範囲
事例 1	深井戸	小学校と個人の土地を購入	奥町内会における班の適用、組合は名義上は独立しているが町内会の一部組織である
事例 2	深井戸	個人の借地	草井区としては1つであり、自治区の集まりは同じ、水道組合用の班を使用している
事例 3	深井戸	不明	一宮市黒岩も含まれる、班は水道組合用を使用している
事例 4	深井戸	借地と寺の隣	町内会 14 組の内 4 水源で 4 組合を 10 組、町内会の総創立した
事例 5 [14]	湧水 深井戸	4 つの水源地 元澁粉工場	4 組合を統合し補助金を受けた
事例 6	湧水	使用人数の多い沢	集落全体
事例 7	湧水	地元の人が無料で提供	小林と上栗代の 2 組の内、水源の近い 3 世帯と 4 世帯で集まっている

表 6. ⑤組合組織の運営

	手当てと謝礼 <sup>注 1)</sup>	負担金の設定 (10 m <sup>3</sup> /月) <sup>注 2)</sup>	集金方法 <sup>注 5)</sup>
事例 1	○ <small>注 2)</small>	A : 500 円	水道役員が依頼→ A : 班長→D : 水道役員
事例 2	○	人数割り→B : 900 円	A : 班長→BC : 班長→ D : 農協
事例 3	○	A : 700 円	A : 班長→C : 伍長
事例 4	○	蛇口の数→A : 600 円	AC : 班長→会計係へ
事例 5	○	定額制	不明
事例 6	○	A : 350 円、使用別の差別化なし 20 m <sup>3</sup> まで 600 円、 超過 1 m <sup>3</sup> につき 70 円 <small>注 4)</small>	A : 組長→B : 役員→ 農協引落  C : 会計
事例 7	×	20 m <sup>3</sup> まで 1,000 円、 超過 1 m <sup>3</sup> につき 50 円	AC : 組合長

注 : 1) ○は手当てあり, ×は手当てなし。  
 注 : 2) 常勤職員への給料の支払いと事務所から町内会へお礼金が支払われる。  
 注 : 3) A : メーターの単一制, B : メーターの口径別体系。  
 注 : 4) 組のテレビ受信料などの徴収も兼ねる。  
 注 : 5) A : 検針, B : 計算, C : 集金, D : 銀行振込み。

使用され、さらに公共性が強いことが読み取れる。

(2) 組合組織の形成過程

表 3 から、不明の 2 つの事例を除いたすべての組合において行政の指導と有力者によるイニシアティブがあったために水道が導入された経緯があったことがわかる。ルールづくりは郷土史などの記述 [11] [12] [13] から、文献には記述のなかった事例 5 を除き、すべての事例地域で江戸時代から村民が村の運営のために自ら法を定めてきた経験があったため、水道組合を運営していくためのルールづくりも円滑に進んだことが窺えた。村掟は村民の合意、納得の上で作られるものであり、全員の意見が反映さ

れるものである。議題がある場合は、すべての人が参加できる仕組みになっている。組合への新規加入のプロセスは、加入金さえ支払えば誰でも参加できると組合の規約に記載されている。

表 4 から、最少規模である事例 7 を除き、すべての規約に組合員の平等の権利と義務、規約に反した場合の罰則が示されているが、役員会の決議により停水の執行の延期が可能である配慮が見られる。これは水道組合と同じ開発組織である農業用水の水利組合とは異なり、参加条件を満たさない者を直ちに排除するのではなく、地縁組織である自治会のルールに則して対応していたものである。事例 7 は、規約という正式なものとは存在しないが、これは、給水対象が 7 世帯と小規模であるため、「お互いの信頼関係で成り立っているため必要ない」とのことであった。

(3) 組織構成

表 5 から、水源の場所は小学校内の敷地にあり、寺の隣や 3 つあった沢のうち使用人数が最も多かった沢に水源を設定しているところなど、共有地（公有地、借地、寄付）を使用している地域が多い。管理を円滑に進めるために水源の場所を誰かの私有地とはせず、あえて共有地として共同で管理し、共有の水という意識を持っていることが窺えた。

また、水道組合は名義上、自治会の組織ではないが、実質的には自治会の組織を利用しているところがほとんどであり、自治会の一部の組織であると言える。名目的には外部でも、地縁組織の一部として機能している。例えば、事例 1 では水道組合用の事務所が設置されており、名義上は独立しているが自治会の一部組織であると、水道組合の事務所の職員から語られた。他にも、隣組協力金からの出資により、防火域に消火栓が設置されたことがあった。

事例 5 では、自治会にある 14 組の内 10 組が水道組合の範囲であり、残りの 4 組は開拓後の入植者たちで後からできた組のため公営水道を利用している。自治会の役員会に組合の役員はメンバーとして入っていないが、役員会のさらに上の決定権を持つ立会会には組合長と副組合長がメンバーとして入っており、町全体の総会は組合の総会を兼ねている。つまり、水源の場所やキャパシティ、あるいは公営水道が近くに造られて選択肢が増えることなどの理由により水道組合と自治会の範囲は、必ずしも一致しないが、いずれにせよ自治会の一部組織として機

表 7. ⑥ 7 事例の共通点と特有点

共通点		特有点	
事例 1	役員は自営業者や退職者多数	江戸時代から村掟をつくってきた組織経験がある	事務所設置、役員は任期なし、企業も町内会を通して支払いをしている
事例 2			水道組合用の班 草井区としては1つ、緊急用に繋がっている <sup>1)</sup> 、草井区の組の総会で水道の議題も出る
事例 3	ボランティアでやっている意識が強い	班長や伍長は輪番制	保育園に供給、19 年間務める役員もいる
事例 4			市を跨いで供給、班や組を跨いで引越した場合、元の班や組注：2)で地域への付き合いは続き、水道のみ引越し先の班や組で行う、副組合長 2 人は必ず各市から担当、水道組合用の班
事例 5	会社務めの人には役員に選ばれない		伊古部町全体の役員会に水道組合の役員は入らないが、役員会のさらに上の決定権を持つ立合会には入っている、組合長に料金の増減の決定権がある、組長は年度末の慰労会の会費が免除される
事例 6	無償で活動	村掟をつくってきた組織経験がある	桑原内で上と下で分かれている、水道や庚申講の年間行事や一年の報告は上と下の合同で行う [15]
事例 7			沈殿のための砂の入れ替えや貯水槽のゴミ拾いは全戸から参加する 冠婚葬祭や水道、道路事業は小林組と上栗代の人で行う

注：1) 1959 年の伊勢湾台風時に北（江南市草井簡易水道）から南（江南市草井南部簡易水道）へ送水した。

注：2) 屋敷と呼ぶこともある。

能している。

他には、事例 5 では初めは湧水を基に地域の中に 4 つの組合が創られたがその後、簡易水道の国庫補助制度が始まり、補助金の申請のために組合を 1 つに統合するなど、外的環境に柔軟に対応する地域社会であったことがわかる。

(4) 組合組織の運営

表 6 から、負担金の設定は各組合によって異なり、(2) で示したルールづくりのように、負担金の設定も地域住民の合意の上で決定している。例えば、事例 2 と事例 4 はメーターが取り付けられる前は人数割りや蛇口の数で使用料金が決定されていた。事例 5 では組合規定により、組合長が特に必要と認めた場合は料金を増減することができる。その組合長は選挙で決定され、そのときの状況に応じて適宜変更ができるようになっている。

集金方法では、江戸幕府に創られた隣保制度である五人組や、それを基に第二次世界大戦中につくられた隣組<sup>3)</sup>を基にした自治会で使用されている組織を利用している。事例 1 では、町内会の班長に集金を依頼しているため、事務所から町内会へお礼金が支払われている。事例 5 では、組長が検針したものを組合長、副組合長、ポンプ係が協力して計算し、農業協同組合（以下、農協）の銀行で引き落とす仕組みになっている。農協に入っていない 10 軒ほどの家には副組合長が 1 軒ずつまわって現金を徴収する。組合の中の少数派にも配慮があり、相互扶助の精神が働いていることがわかる。

また、事例 7 以外で組合の仕事に対して手当と謝礼があるが、金銭ではなく、食事会の形で手当としたり、賃金が支払われていたとしても、金額は微々たるものであり、「ボランティアで務めているのだ」と語られた。事例 2 では、組合長と会計は集金の仕事が免除され、1 年の終わりの「ご苦労様会（慰労会）」では検診を担当する伍長に洗剤が配られる。事例 7 では、手当はないが、水道組合の役員を務めた人は、他の集まりの会費が免除される。ボランティアの範囲は、集金は輪番制であったり、掃除は各世帯から一人が参加するなど、人材の有無や仕事内容によって異なっていた。水道組合は利益を追求するものではないため、地域社会で持続していくためには、労力を無償で提供する地域住民の協力が必要不可欠である。

地縁組織は既出の通り、共通の定められた目標がなく、利潤を追求しない地縁的な固まりが重要である。水道組合の組織属性は開発組織に属すると言えるが、それは本来の開発組織に見られるような利潤を追求したものではなく、地縁的な紐帯が必要である。地域社会にある他の開発組織は参加者を限定し、社会組織は任意参加であるが、水道組合は参加者を限定せず、すべての人が参加する必要がある。事例地域では、こうした特性を持つ水道組合を地域社会で維持するため、負担金の設定は地域住民の合意の上で決定し、水道に関する仕事は、地域住民による無償の労力の提供で成り立っている。また、集金方法では、組や班の地縁組織の活用や農協に入っていない少人数の組合員への配慮、(2) で述べた地域住

民の意見を反映させるための村掟などの組織経験から、水道管理においても地域社会の中で相互扶助が機能してきたことが窺えた。

#### (5) 7事例の共通点と特徴

表7から、7事例の共通点は以下のことがわかった。組合の役員は自営業者や退職者が多数を占めており、ボランティアの意識で務めている、集金の際に動員される班長や伍長は輪番制であり、全組合員が世帯ごとに担当する。簡易水道よりもさらに小規模な事例6と7の地域では、過疎化が進み、人員不足であるため、手当てや日当は支払われないが全戸が無償で活動している。より人口の少ない地域では、限られた地域住民による無償の労力の提供が全戸から必要となる。ボランティアの範囲や担当は、地域社会に属する住民の職業や、過疎化が進んでいるなどの都合により柔軟に対応されている。他にも、事例5を除いたすべての地域の文献に村掟を村の中でつくってきた組織経験があったことがわかった。この経験があったからこそ、すべての人に参加する権利が与えられ、料金の設定なども地域住民の合意の上で決定、変更されてきた。

7事例の特有点は、以下である。規模によって事務所を設置し、個人のみならず公共施設にも水を供給している地域がある。また、水源を基に地区や市を跨いで組合が創られている。組合が2つに分けられたとしても、緊急用に水道が繋がっており、役員は各地区から担当者を決定する仕組みになっている。班や組を跨いで引越した場合は、水道組合には引越した先で加入し役割を担うが、水道以外の地域の付き合いは引越し前の地域で続く事例がある。事例6と7では、水道組合は地域の年間行事を実施する際と同じ形態で扱われていた。以上のように、各水道組合の状況により、供給範囲、供給対象、緊急時の対応方法、地域社会の中の組合の位置づけが設定されている。

#### 4. おわりに

分析の枠組みで述べた3つの課題に対して、分析の視点①、②、③、④、⑤、⑥から以下のことが明らかになった。第1の公共性の確認への回答は、①給水規模と対象から、すべての人に水が供給されており、私的なものではなく、公的もしくは共的なものとして事業が達成されている、②組合組織の形成

過程と③組合の規約から、新規加入とルールづくりにおいてすべての人に対して平等に参加の権利が確立されている。第2の背景の要因の解明への回答は、⑥7事例の共通点と特有点から、組合の役員は、自営業者や退職者が多数を占め、村掟や五人組、隣組の組織経験が組合に活用されている。ボランティアで務めている意識が強く、組合の形態は規模、水源の場所とキャパシティによって決まっている。第3の持続性を担保するものへの回答は、④組織構成から、水源は共有されており、組織の範囲は水源の場所に依り一部に限定されていない、⑤組合組織の運営から、ボランティアの範囲は世帯数や仕事内容により、負担の配分がされている。負担金の設定は、外的環境によって総会での決議を経て変更してきた。以上のことから、公共性が強く求められる水道組合の設立には地域社会の組織経験が活かされていること、また、その維持管理には地域社会の日常的な地縁組織の運営が大きく関わっていることがわかった。愛知県における小規模水道組合は、既存の組織である自治会の隣組や五人組を利用し、江戸時代から使用されていた村法づくりの経験からルールづくりが円滑に進んだ。水源は共有性の高い場所であることが望ましく、水道はすべての人に供給されるべきものであるという公共性が非常に強いものである。

小規模水道を持続させるためには、①地域社会の特性を理解し、そこで水道管理における地域住民の平等の権利の確立が保障し得る社会関係があるのかどうか、②地域社会におけるルールづくりの経験や、組や班の地縁組織の目的別の利用の可能性があるのかどうか、③①及び②が望めないのであれば、資金や自然の条件でなく、公共性を達成し得る社会条件の整備を先行させることが重要である。

#### 謝辞

本研究を遂行するにあたり、愛知県生活衛生課、東栄町役場水道課と各水道組合員の方々にご協力いただきました。厚くお礼申し上げます。

- 注 1) 水道法とは、昭和32年(1957)法律177号のこと。水道(上水道)事業について定められた日本の法律である。
- 2) 水道法の規定にはないが、農林水産省農林振興局の事業の中で、山村地域の3人以上50人以下を給水対象とする。

3) 1947 年に廃止された。

#### 参考文献

- [1] 厚生労働省, 水道普及率の推移, 厚生労働省, <<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/database/kihon/suii.html>>, 2012 年 3 月 23 日, 2012 年 4 月 1 日.
- [2] 毛利良一「マニラ上下水道事業の外資参加・民営化の功罪—貧困層に安全な水をどう供給するか—」, 『日本福祉大学経済論集』第 32 号 (2006 年 2 月), pp. 7, 22.
- [3] 余語トシヒロ編著・高橋健共著『開発基礎論 I 開発研究』, 日本福祉大学通信制大学院国際社会開発研究科, 2002, p. 25.
- [4] 重富真一『タイ農村の開発と住民組織』, 研究双書, 1996, pp. 10-13.
- [5] Blau, Peter M., Scott, W Richard, Formal Organizations, A Comparative Approach (London: Routledge & Kegan Paul, 1963), pp. 2-5.
- [6] 総務省, 土地改良法 (昭和二十四年六月六日法律第九十五号), 総務省法令データ提供システム, <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO195.html>>, 2011 年 8 月 30 日, 2012 年 5 月 7 日.
- [7] 社団法人農業土木学会『改訂六版農業土木ハンドブック』, 丸善株式会社, 2000, pp. 752-754.
- [8] 愛知県公式 Web サイト, 第 16 表簡易水道一覧表, <[http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000013/13544/22\\_3.pdf](http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000013/13544/22_3.pdf)>, 2012 年 3 月 23 日, 2012 年 4 月 22 日.
- [9] 全国簡易水道協議会『全国簡易水道統計』, 全国簡易水道協議会, 2006.
- [10][14] 伊古部郷土史編集委員会『伊古部郷土史』, 1988, pp. 848-849, 206-213.
- [11] 西村大民『尾北の歴史』, 西濃印刷株式会社, 1976, p. 163.
- [12] 江南市編集委員会『江南市史 資料五 近現代編』, 1980, pp. 131-132.
- [13] [15] 東栄町誌編集委員会『東栄町誌』, 東栄町誌編集委員会, 2007, pp. 481, 490, 494-495.

(受理日: 2013 年 3 月 11 日)